

(様式) 構造改革特別区域基本方針別表 1 (第 6 次提案に基づく追加部分) の原案に関する
一般からの意見に対する回答

対応方針 別表 1 の番号	9 3 1
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	知的障害者グループホームの利用者に個室を提供するための適当な物件の確保が困難である場合に、現行では 4 人以上 7 人以下とされている定員要件を 3 人以上 7 人以下に緩和する。
意見提出者名	大阪府
意見の要点	<p>特区計画の申請については、都道府県と関係市町村の共同申請が必要になると考えられるため、例えば、グループホームは A 市に設置されるが、入居者の援護の実施者は隣接の B 市、C 市であることがあらかじめ明らかである場合には、都道府県及び A 市・B 市・C 市の共同による申請が必要であると理解してよいか。</p> <p>の場合、グループホームについては、現行法上何ら権限のない設置予定地の市町村を関係市町村とするのはなぜか。</p> <p>グループホームは A 市に設置されるが、入居者が明らかでなく援護実施者が確定できない場合、都道府県と設置市である A 市のみの申請による特区計画の申請は可能か。また、後日、援護の実施者が確定した場合には、援護の実施者を含めた上での変更申請が必要となるのか。</p>
意見に対する回答	<p>について</p> <p>そのとおりです。ただし、当該特例措置の実施を指定都市又は中核市が希望しており、かつ、他に実施を希望する市町村がない場合は、この限りではありません。</p> <p>について</p> <p>設置予定地の市町村が援護の実施者となる知的障害者が、将来、当該特例措置を適用したグループホームを利用することが想定されるためです。</p> <p>について</p> <p>当該特例措置は、知的障害者グループホームの設置にあたり、現行の定員要件基準を満たす適切な物件が確保できない場合に実施するものであり、ご指摘のような場合は想定していません。当該特例措置の実施後、利用者の変更等により援護の実施者となる市町村に追加等の変更が生じた場合には、必要に応じて変更申請をしていただく必要があります。</p>
担当省庁名	厚生労働省

<p>対応方針 別表1の番号</p>	<p>932</p>
<p>構造改革特別区において実施可能な特例措置</p>	<p>あらかじめ利用期間（退所日）を定めて指定痴呆対応型共同生活介護を利用することができることとする</p>
<p>意見提出者名</p>	<p>沖縄県</p>
<p>意見の要点</p>	<p>不適切な事業者による利用が懸念されることから、利用方法の在り方や地域における整備状況の判断など、保険者が関与できるよう要件を追加すべきである。</p>
<p>意見に対する回答</p>	<p>構造改革特別区域法第4条第2項第4号の規定により、地方公共団体が作成する構造改革特別区域計画（以下「計画」という。）には実施主体を定めることとしているため、特定事業を実施する事業者の選定について保険者としての市町村が関与することになる。（都道府県が計画を作成する場合であっても、同条第3項の規定により、関係市町村の意見の聴取を義務付けている。）</p> <p>また、特定事業を実施しようとする者から地方公共団体に対し計画の提案が行われた場合に、同条第5項の規定により、事業を行うのに適当でない等の理由で当該提案を踏まえた計画の作成が必要ないと判断したときは、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知することとしており、合理的な理由の下で地方公共団体は事業者を選定することとなる。</p>
<p>担当省庁名</p>	<p>厚生労働省</p>